

改正 令和7年7月11日

## 大崎市ふるさと納税推進事業 公募型プロポーザル審査要領

### 1 目的

この審査要領は、第2回大崎市ふるさと納税推進事業公募型プロポーザル審査委員会で実施する二次審査（応募事業者による企画提案書等及びそれに基づいたプレゼンテーション）における審査方法について定める。

### 2 二次審査の日程等

#### (1) 日時及び場所

日時：令和7年9月 4日(木)

※予備日：令和7年9月 5日(金)

場所：大崎市役所本庁舎3階 306会議室

#### (2) 二次審査の順番

二次審査の順番については、企画提案書等を市に提出した者から先順とする。

#### (3) プレゼンテーション方法

1 応募事業者あたりのプレゼンテーション時間は、次のとおりとする。

ア 説明時間は30分以内とする。

イ 質疑応答時間は30分程度とする。

ウ 参加人数は3人までとし、オンライン参加は不可とする。

エ 企画提案書等とは別に、スクリーンに投影するための説明用資料に限り、作成することを認める。その場合はPowerPoint等で作成することとし、企画提案書等と齟齬が生じないよう留意すること。

オ プレゼンテーションの際に使用する備品について、次に定めるもの以外の備品は各自用意するものとする。

(ア) スクリーン

(イ) プロジェクター

(ウ) HDMI ケーブル

### 3 二次審査の方法

二次審査では、提案評価と価格評価を合わせた「総合評価」方式を採用し、それぞれの審査方法については次のとおりとする。総合評価点の最も高い者から順に優先交渉権者及び次点者を選定する。

#### (1) 提案評価の審査方法

ア 提案評価の配点は、850点（170点×審査委員5名）とする。

イ 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑応答の終了後、別表の「公募型プロポーザル評価方法（大崎市ふるさと納税推進事業）」に基づいて審査を行う。

(実施要領6の(3)関係)

ウ 企画提案書等に「公募型プロポーザル評価方法(大崎市ふるさと納税推進事業)」に基づく記載がなく、かつプレゼンテーションにおいても説明がない、または説明内容が実施要領に合致せず、かつ代替案の説明もない評価項目は0点とする。

(2) 価格評価の審査方法

ア 価格評価の配点は、50点とする。

イ 事務局は、参考見積をもとに最低価格の者を50点とし、次点以降を50点に最低価格を当該価格で除したものを乗じて算出(小数点以下は、四捨五入)する。

(3) 優先交渉権者の決定方法

ア 審査の結果、総合評価点の最も高い者から順に優先交渉権者及び次点者を選定する。

イ 最高点の者が同点で2人以上ある場合は、提案評価の点数が高い者から順に優先交渉権者と次点者を決定する。なお、提案評価及び価格評価双方が同点だった場合は、審査委員の合議の上で優先交渉権者と次点者を選定する。

ウ 応募事業者が1者であっても本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、基準値(審査委員全員の提案評価の合計点が、当該配点の7割(595点)を超えていること)を満たしている場合に限り、優先交渉権者として選定する。

#### 4 二次審査結果の公表

審査を受けたすべての者に対して書面で通知するとともに、市公式ウェブサイトには次の事項を公表する。

(1) 優先交渉権者の名称、所在地、総得点

(2) その他の者の総得点(事業者名は非公開)

#### 5 その他

この要領に定めのない事項については、大崎市ふるさと納税推進事業公募型プロポーザル実施要領または市が定める手続きに従うものとする。